

中小静岡 企業財閥

CHUOKAI MONTHLY 2009

6
No.667

■特集 平成21年度 中央会通常総会

クローズアップインタビュー
磐田PA工業団地協同組合
青山行雄理事長
シリーズ「くみあい百景」
静岡県重機建設業工業組合



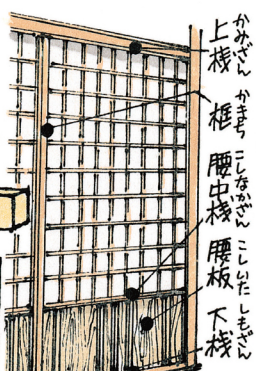
富士山静岡空港

隣りガラスが
見えるまで

近年は金属製建具の増加により、伝統的な技術を生かした昔ながらの木製建具作りの仕事は減りつつあります。

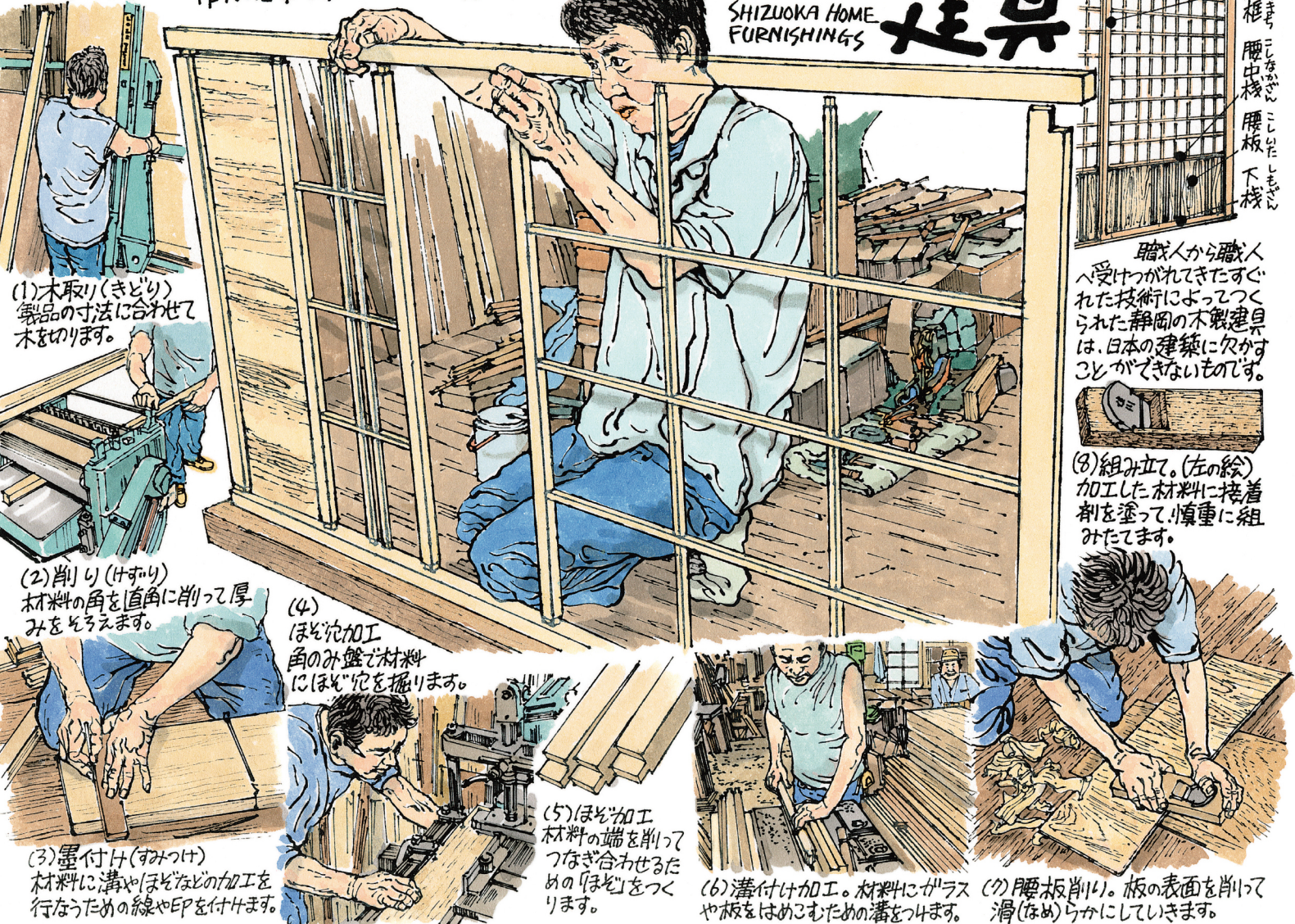
静岡の建具

SHIZUOKA HOME FURNISHINGS



職人から職人へ受けつがれてきたすぐれた技術によってつくられた静岡の木製建具は、日本の建築に欠かせないものです。

(3)組み立て。(左の絵)加工した材料に接着剤を塗って慎重に組みたてます。



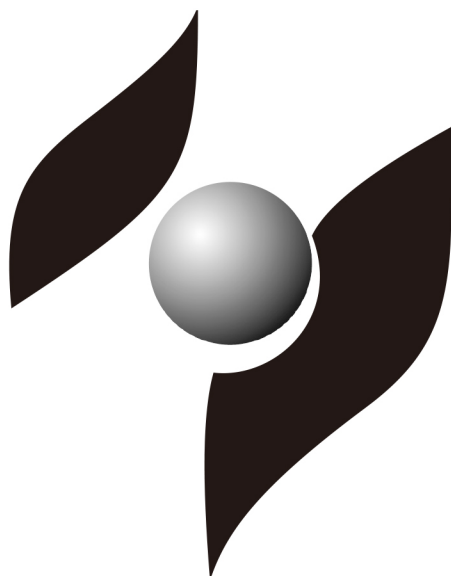
(1)木取り(きどり)製品の寸法に合わせて木を切ります。

(2)削り(けずり)材料の角を直角に削って厚みをとります。

(4)ほぞ加工角のみ盤で材料にほぞ穴を掘ります。

(5)ほぞ加工材料の端を削ってつなぎ合わせるための「ほぞ」をつくります。

(6)溝付け加工。材料にガラス (7)腰板削り。板の表面を削ってや板をはめこむための溝をつけます。滑(なめ)らかにしていきます。



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

1年、2年、3年から期間が選べる

固定金利の半年複利

お預け入れは50万円から

あなたのBANK

商工中金

- 静岡 〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3
- 浜松 〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1
- 沼津 〒410-0832 沼津市御幸町17-5

☎054-254-4131

☎053-454-1521

☎055-931-2924

テレホンバンキングセンター
☎0120-299-233
受付時間/平日9:00~17:00(銀行休業日を除く)

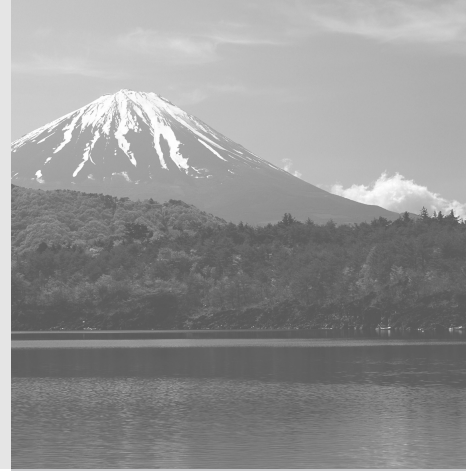
ホームページ <http://www.shokochukin.co.jp/>

中小静岡 企業脚

2009 JUNE No.667

CONTENTS

特集	平成21年度 中央会通常総会		2
クローズアップ インタビュー	東名遠州豊田PA北側に新たな工業団地 絶妙なバランス感覚で団地の舵取り 磐田PA工業団地協同組合 青山行雄 理事長		9
Business Report	沼津港に新たな観光スポットが誕生 ほか		10
Topics	静岡県中央会が「経営革新推進賞」受賞		13
準特集	2009年版 中小企業白書にみる 中小企業における知的財産の保護・活用		14
事務局多士済済	行政業務の一翼を担う 自負と責任をもって 焼津資源開発事業協同組合 法月甫三郎 事務長		18
視点・指導員の 現場から	一円でもいいから儲けようよ！		19
ネットワーク	2009 グッドデザインしずおか ものづくりと流通の新しい出会いを提供します ほか		20
シリーズ 「くみあい百景」	高度なオペレーターと技能者の養成を 目指す！ 静岡県重機建設業工業組合		22
新設組合・ 読者プラザ	静浦水産加工協同組合 坂部良伸 理事長 静岡県東部青年中央会 会長 山田和典		24



今月のえがお

静岡市水産物商業協同組合
(静岡市葵区)

田形真由美さん

平成15年に組合に入った田形さん。「もう6年も経つなんて、はやいなあ、いい職場なんですね」と照れくさそうに話してくれました。

約300の鮮魚小売店などからなる組合の主な事業は、市場の卸・仲卸業者への支払代払事業。「組合員さんから預かった大切なお金、間違えなどあっては大変気が抜けません」と毎日気を引き締めて仕事に励んでいます。

市場に合わせて組合の朝も早く、5時過ぎには仕事が始まることも。「はじめは辛かったですけどもう慣れました。朝早くても家に帰ったら昼寝？夕寝？もできますし」と明るい笑顔が絶えません。

プライベートでは、原宿に新しくオープンした洋服屋さんへ行きたいと計画中だそうです。「すごい混んでますよね、行きたいけどあれじゃ…。」もう少し時間がかかりそうです。

<http://www.siz-sba.or.jp/library/chusho-kigyo/0906/index.html>

特集

平成二一年度 中央会通常総会

連携で実現！

中小企業イノベーション



平成二一年度の中央会通常総会が六月一日、静岡市葵区のホテルセンチュリー静岡で開催された。総会には花森憲一副知事、浜井卓男県議会議長ら来賓、組合関係者合わせて二三〇人が出席。

コーディネート機能の強化を通じ、ものづくり中小企業支援や地域資源活用、農工商連携など、多様な事業を盛り込んだ事業計画のほか、全六議案が承認され、本年度事業が本格的に始動した。

「組合の力」連携の力で難局を乗り切る

あいさつに立った佐野会長は、

「厳しい状況にある今こそ、経営者はリーダーシップを発揮し、経営の革新を進めることが必要だ。さらに『組合の力』、『連携の力』をプラスすることで、相乗効果が生まれる。組合の存在意義を高め、新たな方向性を探る絶好の機会が今だ。中央会も、

組合活性化情報



▲浜井県議会議長



▲花森副知事



▲佐野会長



◀議長に(協)浜松卸商センターの山内理事長、副議長に(協)小糸製作所協力会の水野理事長が選ばれた。

▼県内各地から230人が参集した。



平成二二年度 中央会通常総会 議案	第一号議案 平成二〇年度事業報告 承認の件	第二号議案 平成二〇年度決算諸表 承認の件	第三号議案 平成二二年度事業計画 決定の件	第四号議案 平成二二年度収支予算 及び会費賦課徴収方法 決定の件	第五号議案 新規加入会員入会金決定の件	第六号議案 取引金融機関決定の件
----------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---	------------------------	---------------------

今まで以上に会員組合の立場に立ったきめ細かい指導を心がけ、さらなる事業内容の充実、高度化をはかっていく。ともに手を携え、この難局を乗り越えていこう」と決意を語った。

来賓の花森憲一副知事は、「景気の大幅な悪化を受け、県では中小企業支援の拡充など、独自の経済危機対策をまとめ、具体的に取り組んでいく考えだ。中央会も中小企業の自立強化を進める専門機関として、経営革新や農商工連携などの支援をさらに進めて頂きたい」と期待を寄せた。

ついで浜井卓男県議会議長は、「世界同時大不況の中、県議会も過去最大規模の補正予算を組んだ。中小企業向けでは、雇用対策や貸付制度枠の拡充など、実効性ある施策を、県当局と一体となりスピード感をもって取り組んでいきたい。議会もできる限りの支援をしていく」とあいさつした。

コーディネート機能の更なる強化で積極的に事業を展開

議長に、本会副会長で協同組合浜松卸商センターの山内致雄理事長、副議長に協同組合小糸製作所協力会の水野一保理事長(本会理事)が選任され、議案の審議に入った。

第一号、第二号議案では、昨年度実施した各種事業と七億七〇〇万円に及ぶ決算

平成21年度 中央会事業の方向

さらなるコーディネート機能の強化で創業、経営革新、
新連携、ものづくり中小企業支援、地域資源活用、事業
承継、農商工連携など多様な事業を展開

日銀の三月短観で大企業製造業の景況感が過去最悪になったと報じられる中、二一年度がスタートしました。先行き不透明で、厳しい状況が続く中小企業の経営は、まさに変革の時を迎えています。

こうした中、国の中小企業への支援策は、ものづくり中小企業支援、農商工連携、地域資源活用の各事業展開の加速、これらを推進する人材の確保・育成、地域連携拠点事業の強化、商業・サービス業の創業支援等々、多岐にわたり充実をみせています。

近年の異分野の連携、地域資源活用、農商工連携といった支援策は「連携体」を基本とすることが多く、組合をはじめとする中小企業連携組織の活性化を推進してきた中央会が、その役割を担うことが使命と認識しています。こうした視点に立ち、コーディネート機能をより強化し、創業、経営革新、新連携、ものづくり中小企業支援、地域資源活用、事業承継、農商工連携など多様な事業への取り組みをはじめ、組合の設立や任意グループなどの組織化に重点的に取り組みます。また静岡県が展開する静岡新産業集積クラスターとの連携、六月四日に開港した富士山静岡空港の利用促進事業、さらには二〇年度推進事業の成果をあげるべく継続支援などを積極的に展開してまいります。

中央会事業の柱

- **新設組合の設立と支援**
任意グループの法人化、組合設立を目的とした各種支援事業の推進
組織化の普及啓発、LLPやLLCの設立支援
- **既存組合等の活性化・運営支援**
巡回指導、相談室機能の強化、改正組合法施行後のフォロー
各種中小企業支援策の有効活用、情報提供事業の充実強化
- **地域中小企業支援センターの運営**
経営革新計画承認25件を目標に支援活動、関係機関や専門家との連携
- **地域力連携拠点事業の推進と連携機関とのパートナーシップの確立**
事業承継・事業再生等、中小企業個々への支援
- **ものづくり中小企業支援策の推進**
- **静岡県、労働局との連携による若年者雇用、少子化対策など労働施策の普及・支援**
- **行政機関、中小企業支援機関との連携**
組合認可権限が移譲された自治体関係者との連携強化、また他の自治体の巡回
- **地域行政と連携し時代の要請に応える機動的・多様な地域支援事業の展開**



▲抱負を述べる
諏訪部新副会長

関係書類が詳細に報告され、承認を受けた。続く第三号、第四号議案では、二一年度の事業計画・収支予算について審議。

新年度は、ものづくり中小企業支援や地域資源活用、農商工連携など多様な事業への取組みをはじめ、組合設立や任意グループなどの組織化にも重点的に取り組むことなどを決めた。

また、「地域中小企業支援センター」及び「地域力連携拠点」に本会が引き続き指定されたことを受け、経営革新計画の承認支援や事業承継、事業再生など、個々の中小企業への支援にも積極的に取り組んでいくこととした。

第五号、第六号議案は、原案どおり全会一致で承認された。

案審議終了後、佐野会長の会長就任に伴い一名欠員となっていた東部地区の副会長に、三島工業団地協同組合の諏訪部敏之理事長が、総会に先立ち開催された理事会で選任された旨が報告された。

諏訪部新副会長は、「取り巻く経済環境は大変厳しいが、副会長という立場で会員の役に立つ中央会となるよう尽力していきたい」と抱負をのべた。

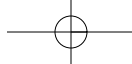
組合活性化情報

平成21年度業務分掌表

総務課	相談室、巡回指導、会員に関すること、総会・理事会の開催、職員の人事・教育・福祉・福利厚生、予算・決算・財務・経理・庶務、高度化資金償還事務、関係機関の慶弔対応、各種情報の収集、各種資料の保存整備、役員の秘書業務、組合及び中小企業施策一般の建議・陳情、法令及び組織等に関する調査研究、行政・支援機関・全中・各県中央会等関係機関との連絡・協調、国・県・市の各種審議会・委員会への派遣、指導員実地研修事業●【中小企業連携組織対策事業】/中小企業等連携組織ステップアップ支援・指導事業/＜組合等の指導事業＞備品等取得費（ファクシミリ設置費、指導資料費）●【関係機関管理指導】三友会●【その他】担当事業関係コンピュータ入力
情報企画課	相談室、巡回指導●【中小企業連携組織対策事業】/中小企業等連携組織ステップアップ支援・指導事業/＜組合等の支援事業＞連携組織活性化支援事業＜組合等の指導事業＞備品等取得費（コンピュータ設置費、組合台帳作成費）＜組合指導情報整備事業＞組合指導情報整備事業費（体制整備費、指導員研修費）ネットワーク運営費等（ネットワーク運用、外部役員研修）/中小企業等連携情報収集・発信事業/＜情報提供事業＞研修会開催事業、組合等への情報提供事業（情報提供事業費、資料収集加工事業）中小企業団体情報連絡員の設置●【委託事業】地域力連携拠点事業●【助成事業】組合等Web構築支援事業●【一般事業】/運営指導事業/＜運営指導事業＞トップセミナー /情報活動事業/＜広報事業＞「中小企業静岡」の発行＜事業活性化調査研究＞各種情報誌の整備、中央会業務等の全国中央会・メディアへの情報提供＜情報化対策事業＞コンピュータの総合管理、中央会ホームページの管理●【請負事業】情報処理技術者試験協力室、中小企業景況調査事業●【関係機関管理指導】県レディース中央会●【その他】情報化相談指導（ホームページ、メール、LAN等）、関係機関との連絡・協調、担当事業関係コンピュータ入力
連携組織課	組合等の設立・運営等の指導、各種連携組織の創設・起業等の指導、相談室、巡回指導、解散指導、休眠組合再建・整理指導、各種調査の実施●【中小企業連携組織対策事業】/中小企業等活力支援事業/＜新事業・新分野進出総合支援事業＞産学官連携支援事業、新商品等連携開発支援事業＜創業支援事業＞創業支援事業＜地域資源活用中小企業等支援事業＞商品開発支援事業、地域資源ブランド化事業/中小企業等連携組織ステップアップ支援・指導事業/＜組合等の支援事業＞連携組織活性化支援事業、研究会開催事業/中小企業等連携情報収集・発信事業/＜地域産業実態調査事業＞組合特定問題実態調査●【特定指導事業】＜小企業者組織化指導事業＞小企業者組織化特別講習会、組合研究集会、モデル組合助成＜官公需受注対策事業＞＜調査研究事業＞●【委託事業】官公需情報収集・提供事業、食農連携体制強化事業（食品産業協議会）、中小介護事業所協同経営モデル事業、地域力連携拠点事業●【一般事業】/運営指導事業/＜運営指導事業＞事務局代表者会議＜教育事業＞職員協会事業/産業振興事業/＜流通対策事業＞商業流通対策●【関係機関管理指導】職員協会（県、中部）、県食品産業協議会、県食料産業クラスター協議会、県食品・バイオ機械工業会、県SOHO振興協議会●【その他】関係機関との連絡・協調、各種認可・届出等の指導、講師の斡旋・派遣、報道機関への情報提供、組合指導に関わる各種事務作業、担当事業関係コンピュータ入力
経営支援課	組合等の設立・運営等の指導、各種連携組織の創設・起業等の指導、相談室、巡回指導、解散指導、休眠組合再建・整理指導、各種調査の実施●【中小企業連携組織対策事業】/中小企業等活力支援事業/＜新事業・新分野進出総合支援事業＞既存産業ボトムアップ事業＜経営革新・新連携等支援事業＞経営革新等支援事業、マーケティング等支援事業＜地域資源活用中小企業等支援事業＞商品開発支援事業＜人材養成支援事業＞技術継承事業、経営力育成事業 /中小企業等連携情報収集・発信事業/＜地域産業実態調査事業＞構造改革支援ビジョン策定事業、組合特定問題実態調査、多角的連携指導強化事業＜情報提供事業＞研修会開催事業●【委託事業】高度化資金貸付事務委託、地域中小企業支援センター、新連携・地域資源活用企業化プログラム利用支援業務、地域力連携拠点事業●【助成事業】活路開拓支援事業●【一般事業】/運営指導事業/＜教育事業＞青年中央会事業＜金融対策事業＞金融指導事業、倒産防止共済制度 /産業振興事業/＜特別対策事業＞PL保険制度 /大会開催事業/県大会の開催、全国大会への参加●【関係機関管理指導】県中小企業団地協議会、青年中央会（県、中部、清水）●【その他】関係機関との連絡・協調、各種認可・届出等の指導、下請企業振興指導、講師の斡旋・派遣、報道機関への情報提供、組合指導に関わる各種事務作業、担当事業関係コンピュータ入力
東部事務所	県東部地区における相談室、巡回指導、組合等設立・運営支援事業全般に関すること●【中小企業連携組織対策事業】/中小企業等活力支援事業/ /中小企業等連携組織ステップアップ支援・指導事業/●【地域振興事業】ものづくり支援ネットワーク事業●【特定指導事業】＜小企業者組織化指導事業＞組合研究集会、モデル組合助成●【委託事業】富士山麓医療関連機器製造業者等交流会、地域中小企業支援センター、地域力連携拠点事業●【一般事業】/運営指導事業/＜運営指導事業＞熱海市東アジア誘客推進プロジェクト委員会事業●【関係機関管理指導】県東部商工（協）、東部青年中央会、職員協会東部支部、TMLずおか'99●【その他】関係機関との連絡・協調、担当事業関係コンピュータ入力
西部事務所	県西部地区における相談室、巡回指導、組合等設立・運営支援事業全般に関すること●【中小企業連携組織対策事業】/中小企業等活力支援事業/ /中小企業等連携組織ステップアップ支援・指導事業/●【地域振興事業】経営革新・新連携支援事業●【特定指導事業】＜小企業者組織化指導事業＞組合研究集会、モデル組合助成●【委託事業】地域中小企業支援センター、地域力連携拠点事業●【関係機関管理指導】県西部商工（協）、西部青年中央会、職員協会西部支部●【その他】関係機関との連絡・協調、担当事業関係コンピュータ入力
労働支援課	組合等の設立・運営等の指導、各種連携組織の創設・起業等の指導、相談室、巡回指導、解散指導、休眠組合再建・整理指導、各種調査の実施、労働関係対策事業●【中小企業連携組織対策事業】/中小企業等連携情報収集・発信事業/＜地域産業実態調査事業＞組合特定問題実態調査●【委託事業】労働教育委託事業、若年者地域連携事業、少子化対策中小企業支援事業、障害者雇用企業見学会事業、地域団塊世代雇用支援事業、一般事業主行動計画策定等支援事業、次世代育成支援対策推進センター事業●【一般事業】/大会開催事業/表彰式典の開催●【関係機関管理指導】県中小企業労務改善団体連合会、県機械金属工業（協連）、県組合士会●【その他】関係機関との連絡・協調、担当事業関係コンピュータ入力
団体支援	●【委託事業】中小企業グッドデザイン静岡選定事業●【関係機関管理指導】県郷土工芸品振興会●【その他】関係機関との連絡・協調、担当事業関係コンピュータ入力
業務課	労働指導・巡回指導に関すること、退職金制度の加入促進、年金共済制度の加入勧奨、関係機関との連絡・協調、新規共済制度の開発・研究、中小企業労働指導の調査・研究、各種共済制度の推進
業務管理課	退職金・年金・大型共済制度の管理
調査研究課	（協）静岡県中小企業調査研究機構、静岡県流通システム（協）、静岡県商工（協）に関すること

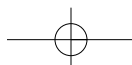
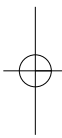
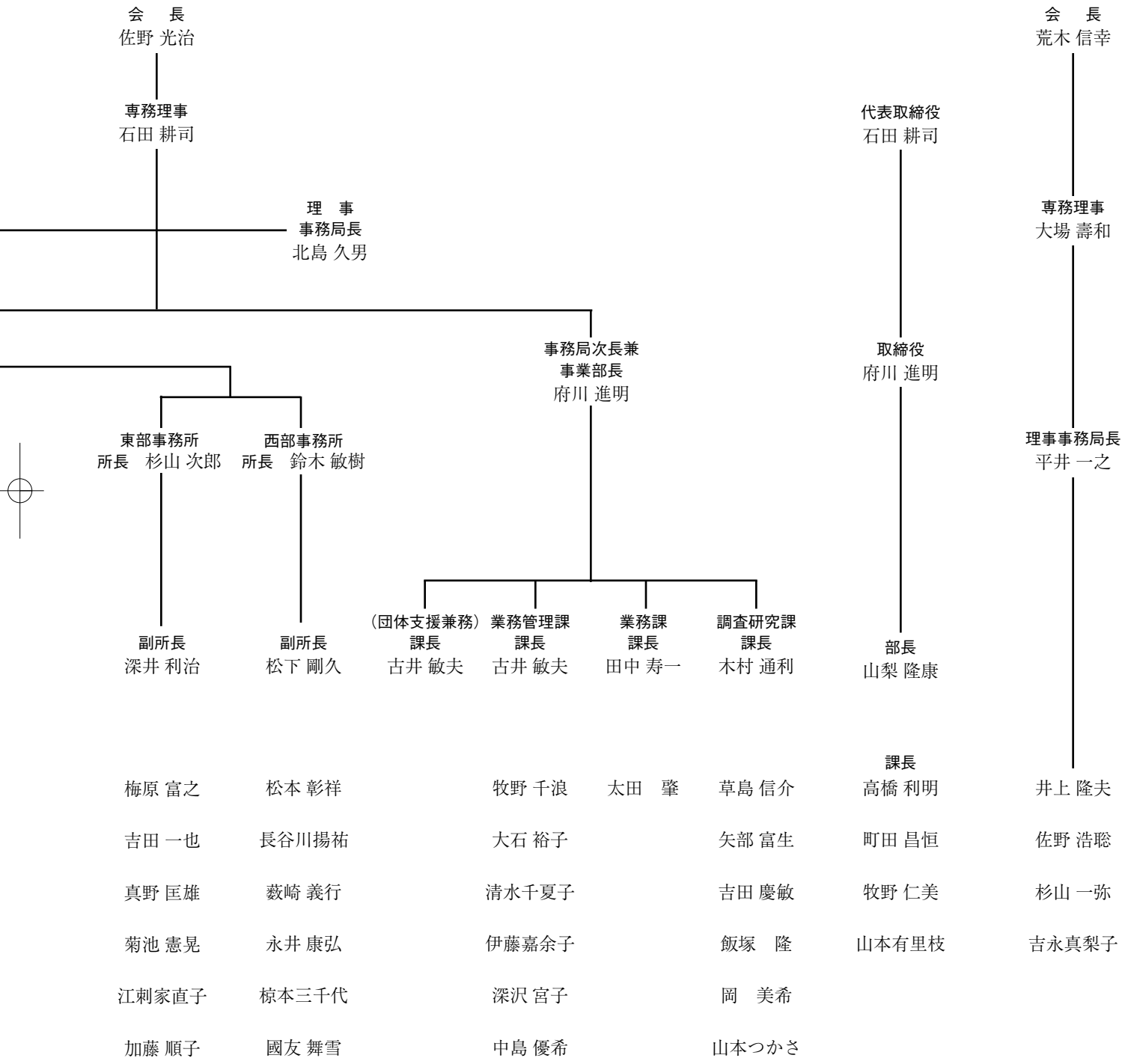
中央会プラネット・グループ

（協）静岡県中小企業調査研究機構	組合の活性化、労働問題、物流、技術開発、新分野進出等、中小企業振興に資する各種調査研究、労働保険事務組合、地域力連携拠点事業
静岡県流通システム（協）	大口・多頻度割引制度事業の管理運営、カーリースの斡旋、各種教育情報事業の推進と新規共同事業の開発・研究
静岡県商工（協）、静岡県東部商工（協）、静岡県西部商工（協）	商工中金等組織金融の実施・斡旋などによる中小企業への金融支援、各種共同事業の推進
（社）静岡県環境資源協会	環境保全、資源・エネルギー、環境アセスメント等の問題に関する専門的支援、エコアクション21の地域事務局
静岡県協同振興（株）	中小企業組合・企業の経営資源保全並びに債権保全を目的とした各種損害保険の推進



度 中央会事務局組織図

静岡県協同振興(株) (社) 静岡県環境資源協会



平成21年度 中央会補助事業のご案内

中央会では、本年度の補助事業対象組合等を募集しています。「あんなことをしてみたい」、「こんなことに困っている」…。是非ご活用下さい！詳細は、本会までお尋ね下さい。

■連携組織活性化支援事業

組合や任意組織、個別の中小企業など様々な組織が抱える課題について、独自の対応が困難な場合、専門家派遣や研究会の開催などを通じその解決を探ります。

なお、その課題あるいは組織体の規模等に応じて、「大規模」「中規模」「小規模」のそれぞれで対応します。

- ・事業対象：組合、連携グループ、個別企業 等
- ・対象経費：謝金・旅費・会場借料 等
- ・事業費：大規模(3回派遣)300千円(補助率2/3、自己負担1/3)
中規模(2回派遣)150千円(補助率2/3、自己負担1/3)
小規模(1回派遣) 50千円(補助率2/3、自己負担1/3)

■経営革新・新連携等支援事業

中小企業新事業活動促進法における経営革新事業及び新連携事業に取り組む組合やグループ等に対し、同法の普及啓発や組合員企業、組合が行う経営革新計画、新連携計画の策定のためのビジネスプラン作りなどを、専門家派遣等により支援します(8組合等)。

- ・事業対象：組合、連携グループ 等
- ・対象経費：謝金・旅費・会場借料・資料費
- ・事業費：200千円(補助率1/2、自己負担1/2)

■マーケティング等支援事業

新商品や新サービスなどを有するものの、販路開拓のノウハウや資金、人材の不足により市場化が図れない、市場調査等の不足により商品化に至らない、さらに新規性や成長性が見込まれる技術・製品であっても、製品化前の段階では適正な評価や円滑な資金援助が得られず、計画が進展しない、などの課題をもつ中小企業者に対し、市場調査等販路開拓のノウハウ取得などの支援をします(10組合等)。

- ・事業対象：組合、連携グループ、個別企業 等
- ・対象経費：謝金、旅費、会場借料、出展料、原材料費、会場設営費
- ・事業費：400千円(補助率1/2、自己負担1/2)

■創業支援事業

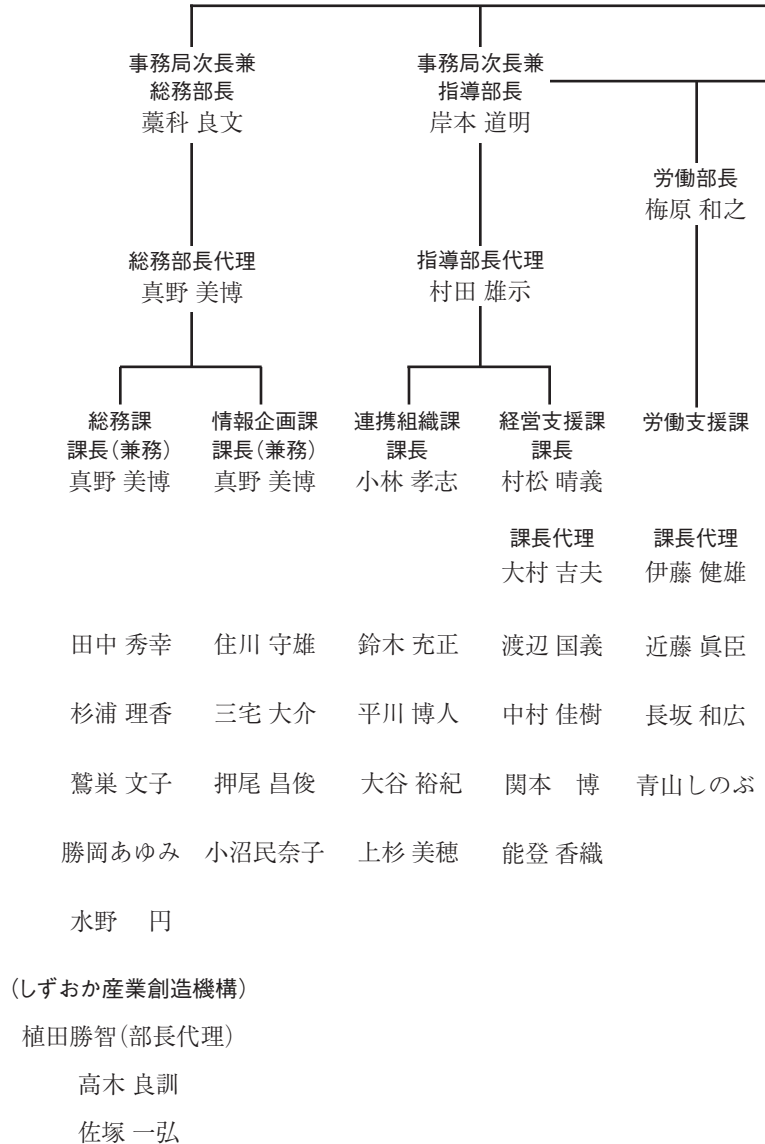
様々な分野で創業を希望する団体や企業などに対し、事業の立ち上げや運営のノウハウ、マーケティング手法の構築など、幅広い創業支援を行います。

- ・事業対象：団体、個別企業 等
- ・対象経費：謝金・旅費・会場借料・印刷費 等
- ・事業費：400千円(補助率1/2、自己負担1/2)

*いずれの事業も実施主体は、中央会です。組合等の会計に補助金は入りません。また、本事業に係る支払いは中央会が行います。

*なお、事業名及び補助金額は変更される場合があります。また、補助対象枠に達した場合、募集を締切の場合もございますのでご了承下さい。

理事
渉外・財務担当
望月 俊介



静岡労働局からのお知らせ

◎ 静岡県高等学校卒業予定者の就職に関する申し合わせ事項が確認されました

公立高等学校・私立高等学校・経済関係団体及び行政関係者で構成する「静岡県高等学校就職問題連絡協議会」（以下「協議会」という。）が平成21年5月7日に開催され、平成21年度の就職慣行のルールについて、高等学校卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と生徒の学習環境を確保するとともに、生徒の就職機会の均等を期すため、下記のとおり申し合わせることを確認しました。

企業の皆様には、学生が自己の能力・適性に応じて適切に職業選択ができるよう配慮し、秩序ある採用活動を進めていただくようお願いいたします。

お願いします。



記

（平成21年5月7日協議会 申し合わせ事項 抜粋）

- 1 生徒の応募・推薦に関する取扱いについて
 - (1) 10月31日までは、一人1社制とする。
 - (2) 11月1日以降は、一人3社までの同時応募を可能とする。
- 2 企業の求人に関する取扱いについて
 - (1) 求人の申込は指定校求人及び公開求人とし、求人者が選択する。
 - (2) 指定校求人とした場合、推薦依頼数は概ね求人数の3倍までとする。
 - (3) 公開求人とした場合、推薦依頼数の規定は設けないこととする。
 - (4) 指定校求人から公開求人へ切り替える場合、求人者は指定校へ連絡すること。
 - (5) 求人者は選考結果を2週間以内に、高等学校を経由して生徒に対して通知すること。遅延に関して特に事情がある場合は、学校側の理解を得ておくこと。

※申し合わせ事項の全文及び高校の就職慣行に関するアンケートの調査結果は、静岡労働局のホームページに掲載しています。

お問い合わせ先：職業安定部職業安定課（054—271—9962）

◎ 労災かくしの排除に係る対策の推進について



「労災かくし」とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠蔽するため、所轄労働基準監督署長に、故意に労働者死傷病報告（事故の報告書）を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものをいいます。

「労災かくし」は労働安全衛生法に違反するばかりでなく、被災労働者に対して適正な保護が行われないおそれがあります。労働災害はあってはならないものですが、万一発生した場合には速やかに報告して正しい保険で治療を受けましょう。

労働安全衛生法では休業4日以上労働災害が発生した場合には事業者は遅滞なく労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署に提出しなければならないことになっています。

静岡労働局としては、労災かくし事案については厳しい姿勢で臨むこととしており、平成20年度は管内の各労働基準監督署において建設業3件、廃棄物処理業1件、製造業1件、派遣業1件の計6件の労災かくし事件を送検しています。

お問い合わせ先：労働基準部監督課（054—254—6352）

◎ 平成21年度労働保険の年度更新について



労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告のうえ精算していただくことになっており、事業主の皆様には、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することとなっています。これを「年度更新」といい、平成21年度からこの時期が、毎年6月1日から7月10日までに変更となりました。この期間に手続きを行っていただくようお願いいたします。

これに併せ、「平成21年度労働保険年度更新説明会」及び「平成21年度労働保険年度更新出張」を実施します。関係書類を持参のうえ、最寄りの会場にご参加ください。日程や会場等の詳細はホームページでご確認いただくか、労働保険徴収課へお問い合わせください。（事前の申し込み不要）

お問い合わせ先：総務部労働保険徴収課（054—254—6352）

【 静岡労働局ホームページ 】



<http://www.shizuokarodokyoku.go.jp/>

◎メールマガジン配信中 ホームページからご登録ください！

E TC専用のスマートインターチェンジが設置され、至便性が増した東名高速道路の遠州豊田PAキングエリア（PA）。その北側で平成一六年から始まった約四二ヘクタールに及ぶ土地区画整理事業が、いよいよ完了を迎える。一六社の工場群に加え、大型商業施設や温泉施設を備えたホテルも進出。新たな産業集積として脚光を浴びる地だ。

その一角に磐田市などの異業種五社が団地組合を設立、進出した。

「二〇年以上の土地探しの末、ようやく安住の地に落ち着いた安堵感と、いまからが正念場という身の引き締まる気持ちが入り混じりますね」。理事長として集団化という難事を成し遂げた安堵、そして団地運営の舵取りを担う重責が伝わる。

団地への進出は、工場の狭隘化や老朽化、市街地での操業による近隣住民への配慮など、共通の悩みをもつ磐田市や旧豊田町の一〇社が、平成九年に研究会を立ち上げたのがきっかけ。

「磐田市やその周辺を含め、多くの用地を見てまわったが、”帯に短し襷に長し”で、なかなか条件に合うところはない。そうこうするうちに、独自に進出先を見つけた企業が抜けたりして、当社を除き全社入れ替わってしまった」と笑う。

そんな中、PA周辺の土地区画整

東名遠州豊田PA北側に 新たな工業団地

絶妙なバランス感覚で 団地の舵取り

クローズアップインタビュー

磐田PA工業団地協同組合

青山行雄理事長



理事業の計画が持ち上がった。

「大手や中堅企業は独力でも進出できるが、我々中小には組織の力が必要」と平成二〇年に組合を設立。

高度化資金などを利用し、進出面積約二万㎡、総投資額約一八億四〇〇〇万円で念願を果たした。

組合員は、高度化事業を利用するのに最低限必要な五社。一社でも欠ければ、新天地進出の夢は潰える。

「五社はほぼ同規模だが、それぞれが一国一城の主で価値観も違うため、意見の調整が難しかった。集団化事業は時間との闘い。締めるところは締めなくてはならない。しかし、時間をかけるべきところは、じっくり取り組んだ。手を抜いたら取り返しがつかなくなるからね」と絶妙なバランス感覚を發揮した。

組合では副資材の購入や廃棄物処理の斡旋のほか、警備、給食、健康診断などの共同化を計画。さらに、「縁あってここで操業するのだから、進出して終わりではなく、仕事の融通や技術の交流など、互いに伸びて行くようつながりを強めていきたい」と夢は広がる。

浜松市内の老舗木工機械メーカーを二三歳で退職し、独立。今年四月創業四〇年の節目を迎えた。

「商売は最終的には人と人。ときには打算抜きで義理とか人情で動くことも必要だよ」との強い信念をもつ。

沼津港に新たな観光スポットが誕生

沼津魚仲買商協同組合

沼津魚仲買商協同組合（後藤義男理事長）が整備を進めてきた沼津港マーケットモール「沼津みなと新鮮館」が、四月二六日にオープン。大型展望水門「びゅうお」、水産複合施設「沼津魚市場 I N O（イーノ）」などに続く沼津港の新たな観光施設として、多くの来場者で賑わっている。

同館は、静岡県が中心となり、平成一四年に策定した『沼津港港湾振興ビジョン』に基づいて設置したもので、同組合が沼津魚市場の北側の県有地を借り受け、整備。あわせて施設運営を担う。

鉄骨造平屋建て（延べ床面積約一六五〇㎡）の施設外観は、船をイメージ。店内には、鮮魚・干物などを扱う組合員の物販店や飲食店、さらにはJAの地場野菜の直売所など、一三店舗が入居。新鮮な海と山の幸が楽しめるほか、観光案内・休憩スペースやイベントスペースも備えた。

建物外側にはオーブンデッキや約三〇台が収容可能な駐車場も設

置した。

総事業費は約三億円で、県や市などから一部の補助を受けた。

組合では、

「沼津港は、年間約一〇〇万人が訪れる市内トップクラスの観光スポット。みなと新鮮館のオープン



▶新たな観光スポットとしての期待は大きい。

を機にさらに集客が期待できる。新たな観光スポットとして、市内

外に広くアピールしていきたい」としている。

市民の水を守り、半世紀 創立五〇年を迎える

静岡市水道局指定工事店協同組合

静岡市水道局指定工事店協同組合（竹下英男理事長）は、五月一日、静岡市のホテルアソシア静岡ターミナルで創立五〇周年記念式典・祝賀会を開催した。

式典には、小嶋善吉静岡市長や全国管工事業協同組合連合会会長、県内各地の水道工事組合関係者、中央会から来賓、組合員など合わせて一五〇人が出席し、創立半世紀の節目を祝った。

竹下理事長は、

「半世紀前、一七社で立ち上げた当組合は、幾多の変遷を経て五四社を数えるに至った。この間、地域の上下水道の普及拡大を担ってきたと自負している。これも苦難を乗り越え歴史を築いてきた諸先輩の努力や関係機関によるご支援ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。組合や業界を取り巻く環境は厳しいが、組合員の努力と和によって、この変化に対応し乗り切っていきたい」とあいさつ



▶組合を代表してあいさつに立つ竹下理事長。

した。

式典では、創立時からの組合員七社と四〇年以上在籍した一二社を永年組合員として表彰したほか、厚生労働省から組合へ、生活環境改善へ貢献などに対し、大臣感謝状が贈られた。

同組合は、昭和三五年九月設立。静岡市から委託を受け実施する漏水修理業務や水道メーター取替

▼組合運営に尽力した役員らに高橋理事長より表彰状が手渡された。



県下一七二社の貨物自動車運送事業者で組織する静岡県流通事業協同組合（高橋一義理事長）は、五月二八日、静岡市のホテルアソシア静岡ターミナルで創立四〇周年記念式典を行った。

当日は、多数の組合員のほか、来賓の中部運輸局静岡運輸支局や高速道路交通警察隊などの行政関係者、県トラック協会、中央会ら関係機関など、約一六〇人が出席

物流の夢をサポート

創立四〇周年を祝う

静岡県流通事業協同組合

業務を中心に事業を展開。あわせて、市との災害協定の締結や安全

パトロールなどを通じ、市民の貴重な水の確保にも貢献している。

した。

組合を代表してあいさつに立った高橋理事長は、

「組合存亡の危機ともいえる高速道路料金の別納制度廃止をはじめ、この四〇年間、幾重もの荒波にもまれてきたが、歴代の理事長をはじめ当時の執行部の尽力により、ことなきを得た。運輸業界は、空荷の増加や燃料代の高騰など厳しい状況におかれているが、『組合員のための組合』を常に念頭に置き、次の一〇年に向け組合員一致団結のもと、進んでいきたい」と述べた。

式典では、三〇年以上組合に在籍する四一社に感謝状が、長年にわたり組合運営に尽力した役員ら一八人に表彰状が、高橋理事長から手渡された。

同組合は、東名高速道路の全線開通にあわせ、昭和四四年に設立。高速道路別納割引制度を主事業に据え、積極的に事業を展開。

同制度廃止後は大口・多頻度割引制度やETC事業、さらには求荷求車情報ネットワークを活用し

たWebKIT事業など組合員のニーズをいち早く捉えた事業を活発に行っている。

本県から二人の

「建設マスター」が誕生

静岡県重機建設業工業組合 ほか

建設現場の第一線で作業に従事し、卓越した技能・技術を有する

超える「建設マスター」が誕生している。

「ものづくりの名人」を優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）として顕彰する平成二一年度優秀施工者国土交通大臣表彰の顕彰式典が五月二七日、東京都内で行われた。

今回、「建設マスター」の称号を受けた土屋氏は、

「現場で得た技術や技能が認められ光栄です。建設マスターの名に恥じないようますます腕を磨くとともに、技術や技能を後進に伝えていきたい」と喜びを語った。

本県からは、静岡県重機建設業工業組合（梅原秀夫理事長）の理事を務める土屋和義氏（建設機械運転工・土屋ブルドーザー工事株式会社代表取締役・富士市）、長谷川弘樹氏（設機械運転工・静岡西部建設（株）従業員・静岡市）ら七職種二二人が「建設マスター」の仲間入りを果たした。

最高峰の技術・技能者と称される「建設マスター」の顕彰は、平成四年にスタートし、今年度で一八回目。これまでに全国で建設機械運転工や電気工、造園工、左官工など四三の職種で六四〇〇人を



▶本県からは、土屋氏をはじめ二人が「建設マスター」の仲間入り。

財形貯蓄融資制度で社内住宅融資制度を

＝財形貯蓄融資制度のご案内＝

気軽にお問い合わせ
わせ・相談を！



国の制度を活用した社内住宅融資制度で3つの大きなメリット

- ① 金利が低い ■ 年1.64% (5年固定型変動金利 2009.6.1現在)
- ② 融資額 ■ 最高4,000万円 (財形貯蓄残高の10倍以内)
- ③ 土地資金も利用できます ■ 新築資金と同時利用の場合

利用できる方

① 事業主・事業協同組合が財形住宅金融(株)(福利厚生会社)に出資していること。
(これからご利用の場合は、従業員数に応じて出資していただきます。
※出資金は750千円から3,750千円まで)

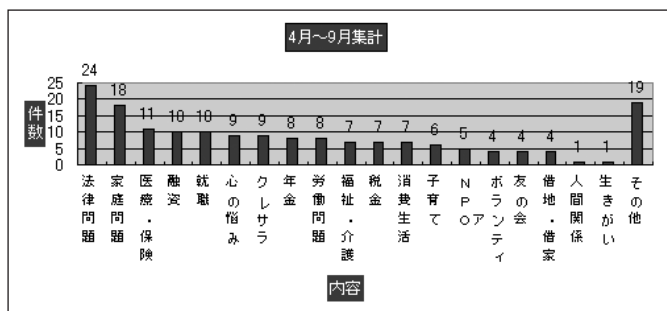
② 財形貯蓄を積立していること。(どこの金融機関等でもかまいません。)

申込先 財団法人 静岡県財形事業協会 電話 054-221-6273

ライフサポートセンターしずおか

暮らしの中で困ったときは、気軽にご相談下さい！

- 「ライフサポートセンターしずおか」とは……
一昨年9月、静岡県労働者福祉協議会が中心となり勤労者等の「暮らしに関する不安の解消」「生活の安定」「地域福祉の向上」を目的に設立した団体です。
- 主な活動は、電話・面談での「暮らしの無料相談」、各種セミナーや情報提供(協力団体とのネットワークでご案内)による「生きがい作りのサポート」です。



昨年4～9月まで家庭問題・クレサラ・法律相談等の多くの相談が寄せられています

受付は平日9:00～17:00
相談は無料ですが、専門家に相談する場合、別途料金がかかる場合があります。



相談ダイヤル

静岡 054-273-3715
浜松 053-461-3715
沼津 055-922-3715
藤枝 054-646-6055



ホームページ <http://lifesc.blog102.fc2.com/>

TOPICS

[トピックス]

静岡県中央会が「経営革新推進賞」受賞

静岡県中央会は、四月一六日、県内初となる静岡県「経営革新推進賞」を受賞した。

同賞は、中小企業の経営革新計画作成を支援する商工団体や個人を顕彰するため本年度、県が制定したもので、年間一五件以上を支援した団体や三件以上の支援を行った個人が対象。

四月二八日に静岡市内で開かれた本会理事会席上で授賞式が行われ、堀川知廣静岡県産業部長から、佐野光治会長と四人の指導員に表彰状が手渡された。

佐野会長はお礼とともに「今後も常に中小企業の立場に立ち『やる気のある企業』、『チャレンジする企業』を全力で応援していく」と抱負を述べた。

経営革新計画は、中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品の開発や新サービスの導入など新たな事業にチャレンジする企業を支援する取り組みで、県から承認を受けた企業は、税制や金融など各種支援が受けられる。

平成二〇年度、県内では過去最高となる三〇〇件が承認された。

本会は平成一九年度より、県から地域中小企業支援センターの指定を受け、経営革新計画の承認申請の窓口となり、会員組合や組合員企業の経営革新計画の作成支援から申請受付まで一貫したサービスを実施。昨年度は二七件の承認を支援した。

本会では受賞を契機に、今後も組合や関係機関、コンサルタント等とのネットワークを活かし、承認申請企業の掘り起こし・支援に力を入れていく。



▲堀川県産業部長(左)にお礼を述べる佐野会長と指導員。

経営革新とは…

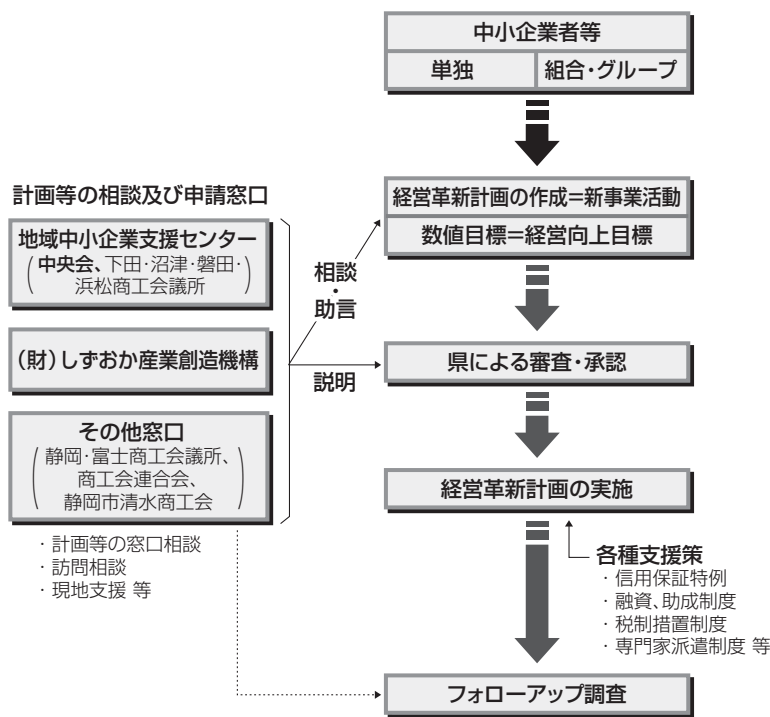
事業者が新たな事業活動に取り組み、経営目標を設定、経営の相当程度の向上を図ること

新たな事業活動とは…

- ・新商品の開発または生産
- ・新役務の開発または提供
- ・商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動

経営の相当程度の向上とは…

- ・次の2つの指標が3～5年で相当程度向上すること
 - ・「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率が9～15%以上(年3%以上の伸び)
 - ・付加価値額Ⅱ営業利益十人件費十減価償却費
 - ・「経常利益」の伸び率が3～5%以上(年1%以上の伸び)
- 経常利益Ⅱ営業利益Ⅰ営業外費用



2009年版 中小企業白書にみる 中小企業における知的財産の保護・活用

中小企業の業況がかつてない厳しい状況にある中、2009年版の中小企業白書では、中小企業がその強みである創造性や機動力を一層活かし、直面する苦境を乗り越えていくための視座として、中小企業のイノベーションを採り上げ、分析している。

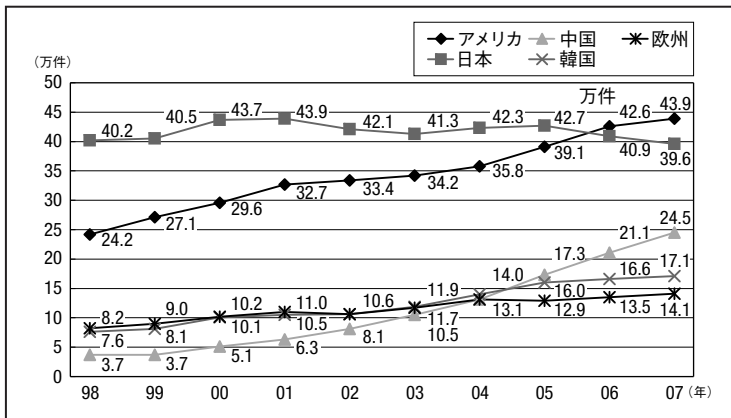
とくに知的財産の戦略的な保護と活用は、中小企業のイノベーションを支える重要な経営資源であり、欠かすことのできない要素である。

そこで今月号では、白書を基に中小企業が知的財産を効果的に保護し、活用していくための戦略や課題など、そのポイントを紹介する。

資料提供：中小企業庁

【図表①】5大特許庁における特許出願件数の推移

～我が国の特許出願件数は2006年までは40万件を超える水準で推移していたが、現在は、40万件を下回り米国に抜かれ世界第2位の出願件数となっている～



資料：特許庁「特許行政年次報告書2008年版」（2008年）

知的財産権を巡る動向と

中小企業の特許出願活動

日本の特許出願件数は、一九九八年以降毎年約四〇万件に達するなど、世界一の水準にあったが、二〇〇六年に米国に抜かれ、現在は世界第二位となっている(図表①)。

日本の特許出願が最近、減少傾向にあるのは、企業が守りを主眼とする大量の特許出願・取得から、中核となる事業を展開する上で有益な特許の取得へとその戦略を転換する動きが増えつつあるとともに、グローバル化の進展に伴い海外への出願を重視し、

国内出願は厳選する考え方が強まりつつあることも背景にあると考えられている。

以上のように減少傾向にあるとはいえ、依然我が国の特許出願件数は高い水準にあるが、内国人出願に占める中小企業の比率は、出願件数ベースで約一二％に止まっている。法人企業が生み出す付加価値額のうち中小企業が寄与している割合が約半分であることからすると、特許出願における中小企業の比重は小さいように思われる。

中小企業の特許出願の現状

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株が実施した「市場攻略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」(「市場攻略と知財調査」)によると、特許出願の総件数に占める中小企業の割合が小さい理由の一つとして、中小企業は自らの技術やノウハウを特許の出願によって保護するのではなく、営業秘密として保護している可能性が考えられる。

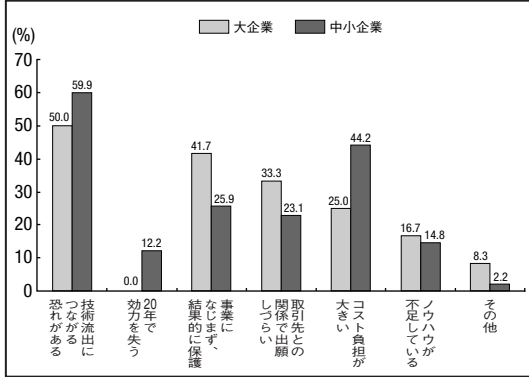
特許庁の「知的財産活動調査」をもとに、大企業と中小企業が、二〇〇六年度に企業内で発明・考案したもののうち、営業秘密・ノウハウとしたものの割合を示した図表②によると、中小企業の当該割合は大企業のその約三倍を示している。

このように、中小企業の特許出願を最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護する理由として「技術流出につながる恐れがある」、「コスト負担が大きい」などを挙げている企業が多く、特に「コスト負担が大きい」という理由が大企業に比べて顕著に多いことが分かる(図表③)。

中小企業における知的財産の保護・活用

【図表③】特許出願を最小限にとどめ、営業秘密として保護する理由

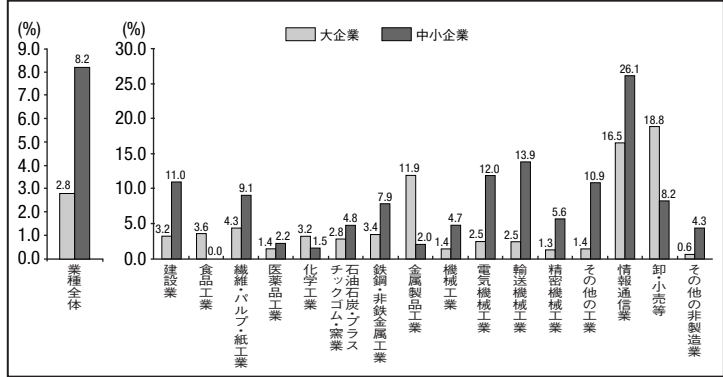
～中小企業は、大企業に比して技術流出やコスト負担を理由に「特許出願は最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護」している企業の割合が相対的に高い～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「市場戦略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)
(注) 1.「特許出願を最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護している」と回答している企業のみ集計。
2. ここでいう大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業以外の企業をいう。
3. 複数回答のため合計は100を超える。

【図表②】企業内で発明・考案されたもののうち企業秘密・ノウハウとしたものの割合

～中小企業は大企業よりも約3倍高い割合で、企業秘密・ノウハウとしている。また、業種ごとに特徴がみられ、特に情報通信業、輸送機械工業、電気機械工業といった業種において企業秘密・ノウハウとしている企業割合が高くなっている～



資料：特許庁「平成19年知的財産活動調査」再編加工(2008年)
(注) 1. 企業内で発明・考案されたものとは、自社内で発明・考案されたもののうち、出願したしなにかかわらず、知的財産部門又は知的財産担当者に届出されたすべてをいう。
2. 「企業秘密・ノウハウとした件数/企業内で発明・考案されたものの件数」にて割合を算出している。
3. ここでいう大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業以外の企業をいう。

下請企業の知的財産活動の現状

企業一社当たりの企業内で発明・考案された件数は、下請企業と非下請企業でほぼ同水準だが、下請企業一社当たりの特許権・実用新案権の出願件数は、四・九七件で、非下請企業の五・九三件に比べ少ない。他方、下請企業が、企業内で発明・考案したもののうち、企業秘密・ノウハウとしたものの割合(四・五八%)は、非下請企業(二・五七%)よりも高い。以上から、下請企業は、非下請企業と比べて、特許出願よりも、「技術流出」を警戒し、「企業秘密・ノウハウ」としての保護を志向する傾向があることが分かる。

営業秘密については、不正競争防止法により一定の法的保護がなされており、社内での管理体制を強化していくことが、技術流出の防止の観点から重要である。

中小企業の特許取得及び利用の状況

特許保有の総件数に占める中小企業の特許保有件数の割合は、一七・六%にとどまるなど大企業に比べて特許の取得企業の割合が低く、特に下請企業は低い。

一方、特許の利用率は、ほとんどの業種で大企業よりも高い。また保有特許の利用状況は、大企業は未利用だが、防衛目的で特許を保有している割合が高いなど、大企業の特許戦略の特徴が見てとれる。

中小企業は、自ら開発した技術等を厳選して、特許の出願を行っているため、特許出願件数は少ないものの、特許権を取得した以上は有効に利用していると考えられる。なお、大企業の保有特許の一割が開放特許

であることも注目に値する。中小企業が、イノベーションを実現する上で、こうした大企業の開放可能な特許を有効に活用していくことも重要な方策であろう。

中小企業の特許活動と企業業績の関係

特許を保有している中小企業(製造業)は、保有していない企業に比べて、従業員一人当たりの営業利益が大きい傾向がある。

研究開発等を通じ、保有特許の対象である独自の技術や製品を開発した中小企業は、利益率が高い傾向にあり、また、海外特許を含めた特許制度が、中小企業の知的財産の侵害を防ぎ、利益率の維持に寄与している可能性を示唆している。

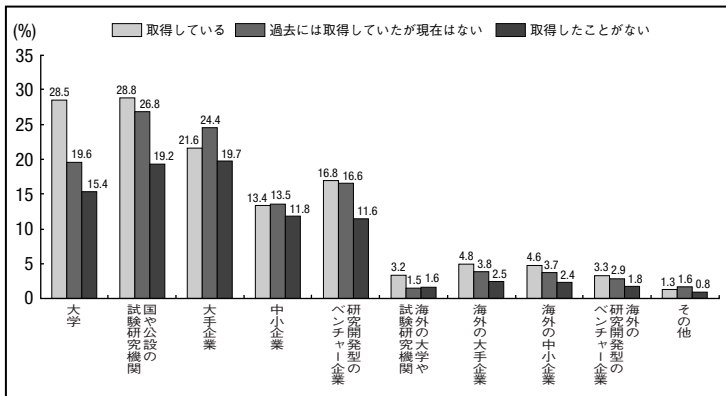
オープンイノベーションに向けた中小企業の取組

前述のとおり、大企業の特許の一割は未利用で、他者へ開放可能な特許である。また、特許庁の推計では、国内特許数に占める未利用特許はほぼ半数に上るとされる。「市場戦略と知財調査」によると、約三割の中小企業が開放特許に関心を示すなど、経営資源の乏しい中小企業にとっては、こうした開放特許を含め、外部の知識や技術を有効に活用することも、事業戦略を立てる上で重要な選択肢の一つである。

また、他社技術の活用や他企業と連携して技術開発を行うなどいわゆるオープンイノベーションへの関心が世界的に高まっている

【図表④】 関心のある技術移転元（特許取得の有無別）

～特許取得企業は、「国や公設の試験研究機関」や「大学」からの技術移転に関心が高くなっている。また、特許取得したことがない企業については、「大手企業」からの技術移転に関心が最も高くなっている～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱「市場攻略と知的財産戦略にかかるとのアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. 中小企業のみ集計。
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

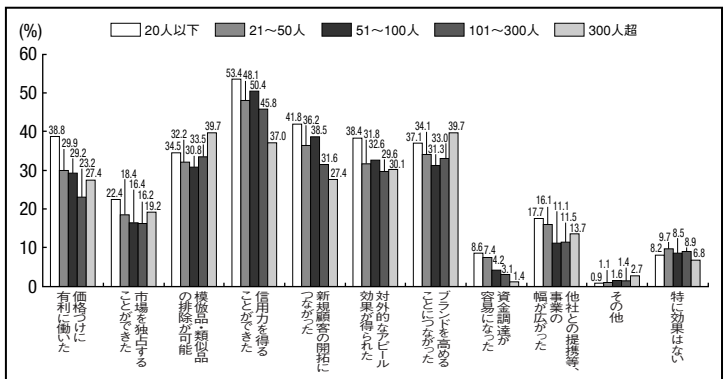
中、中小企業による知的財産の活用はますます重要となっている。
 中小企業は、大企業に比べ技術移転を受けている割合が相対的に低いものの、技術移転、特に「国や公設の試験研究機関」、「大学」、「大手企業」からの技術移転に関心が高い(図表④)。
 大学からの技術移転については、大学の技術移転機関(ILO)等による情報提供や仲介の機能が重要である。現在、ILOを通じて技術移転先として中小企業が約半分を占めており、今後も、中小企業が大学の技術を有効に活用していくためには、その仲介者として、産

学連携の窓口スタッフが果たす役割は大きい。
知的財産権の取得による効果
 中小企業が、新たな製品・サービスの開発等のために、知的財産の創出、保護、活用を組み合わせた戦略をどのように構築・実行し、収益拡大に結びつけていけばよいか。過去一〇年間に収益に大きく貢献した商品を「ヒット商品」と呼ぶこととし、中小企業の知的財産活動とヒット商品との関係をみていく。
知的財産活動とヒット商品の関係
 ヒット商品(過去一〇年以内に企画・開発に着手した案件の中で、収益に大きく貢献した新技術・新商品・新サービス)に関する知的財産権の取得の状況について見ると、大企業は特許権等の知的財産権を取得していない企業が一割強にとどまるのに対し、中小企業では五割弱と、特許権等を取っていない企業が多い(図表⑤)。
 また、特許を取得していない中小企業でも、技術移転を受けている企業は、受けていない企業に比べてヒット商品が生まれている企業の割合が高い。
知的財産権の取得による具体的な効果
 図表⑥は、企業が特許権の取得の効果に関してどのように認識しているのかについて、企業の従業員規模別に示したものである。規模の小さい企業ほど「信用力を得ることができた」、「新規顧客の開拓につながった」と回答した企業の割合が高い傾向にある。また、中小企業が積極的に特許権を取得していくことが、信用力を高め、新規顧客

学連携の窓口スタッフが果たす役割は大きい。
知的財産権の取得による効果
 中小企業が、新たな製品・サービスの開発等のために、知的財産の創出、保護、活用を組み合わせた戦略をどのように構築・実行し、収益拡大に結びつけていけばよいか。過去一〇年間に収益に大きく貢献した商品を「ヒット商品」と呼ぶこととし、中小企業の知的財産活動とヒット商品との関係をみていく。
知的財産活動とヒット商品の関係
 ヒット商品(過去一〇年以内に企画・開発に着手した案件の中で、収益に大きく貢献した新技術・新商品・新サービス)に関する知的財産権の取得の状況について見ると、大企業は特許権等の知的財産権を取得していない企業が一割強にとどまるのに対し、中小企業では五割弱と、特許権等を取っていない企業が多い(図表⑤)。
 また、特許を取得していない中小企業でも、技術移転を受けている企業は、受けていない企業に比べてヒット商品が生まれている企業の割合が高い。
知的財産権の取得による具体的な効果
 図表⑥は、企業が特許権の取得の効果に関してどのように認識しているのかについて、企業の従業員規模別に示したものである。規模の小さい企業ほど「信用力を得ることができた」、「新規顧客の開拓につながった」と回答した企業の割合が高い傾向にある。また、中小企業が積極的に特許権を取得していくことが、信用力を高め、新規顧客

【図表⑥】 ヒット商品において知的財産権を取得したことによる効果（従業員規模別）

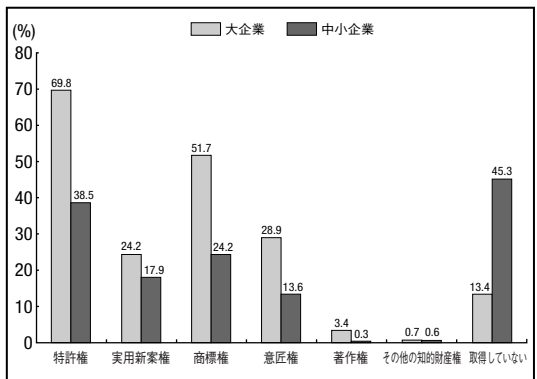
～規模の小さい企業ほど、「信用力を得ることができた」、「新規顧客の開拓につながった」という企業割合が相対的に高い～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱「市場攻略と知的財産戦略にかかるとのアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. ここでいうヒット商品とは、「過去10年以内に企画・開発に着手した案件の中で、貴社の収益に大きく貢献した新技術・新商品・新サービス」のことをいう。
 2. ヒット商品が生まれたと回答した企業のみ集計。
 3. ヒット商品に知的財産権を取得したと回答した企業のみ集計。
 4. 中小企業のみ集計。
 5. 複数回答のため合計は100を超える。

【図表⑤】 ヒット商品における知的財産権の取得状況

～大企業はヒット商品に知的財産権を取得していない企業が1割強にとどまる一方、中小企業は5割弱であり、知的財産権を取得していない企業が多く見られる～

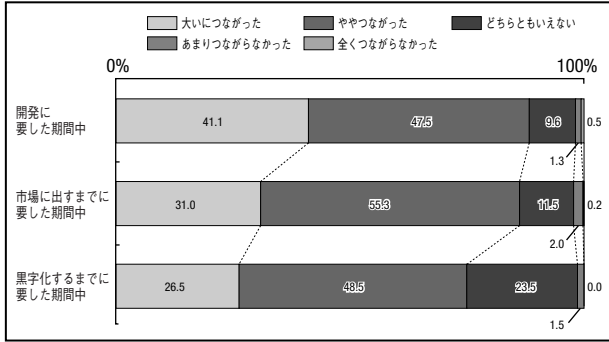


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱「市場攻略と知的財産戦略にかかるとのアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. ここでいうヒット商品とは、「過去10年以内に企画・開発に着手した案件の中で、貴社の収益に大きく貢献した新技術・新商品・新サービス」のことをいう。
 2. ここでいう大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業以外の企業をいう。
 3. 複数回答のため合計は100を超える。

中小企業における知的財産の保護・活用

【図表⑦】ヒット商品における特許取得の時期と業績向上への影響

～初期の段階から特許取得している企業ほど、その後の企業業績の向上につながるという企業が多い～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「市場攻略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. ここでいうヒット商品とは、「過去10年以内に企画・開発に着手した案件の中で、貴社の収益に大きく貢献した新技術・新商品・新サービス」のことをいう。
 2. ヒット商品が生まれたと回答した企業のみ集計。
 3. ヒット商品に特許権を取得したと回答した企業のみ集計。
 4. 中小企業のみ集計。

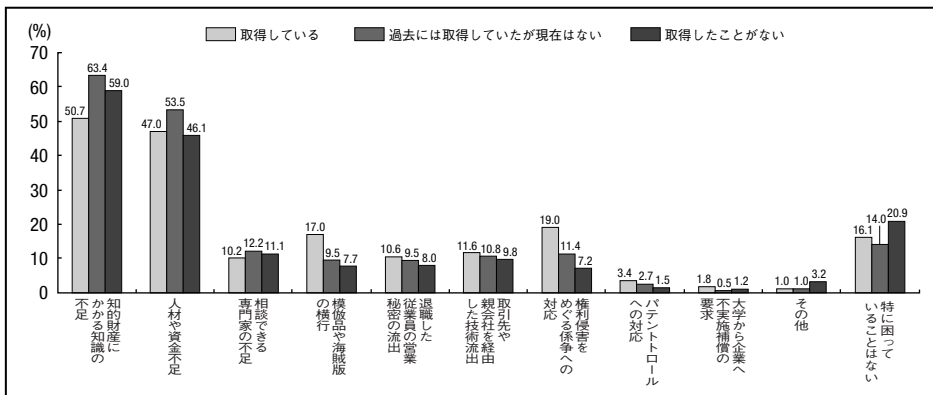
の開拓など売上を増大させる面でも重要であることも示唆している。
 図表⑦は、商品の開発からヒット商品になるまでの段階を三つの期間に区切り、それぞれの期間における特許権の取得が業績向上にどのよう影響したかについて示したものである。いずれの期間においても、特許権の取得がその後の業績向上に「大いにつながった」、「ややつながった」という中小企業が七割から九割に達しており、中小企業は特許権の取得により業績向上を図ることができると考えられる。また、初期の段階から特許権を取得している中小企業ほど、業績向上につながったという割合が大きい。特許権以外にも、知的財産権を早期に取得することが、中小企業にとって重要な戦略であることを意味し

中小企業の知的財産戦略における課題
 今後、中小企業が知的財産活動を効果的に進めていく上での課題は、「知的財産にかかる知識の不足」や「人材や資金不足」を挙げる中小企業が多い(図表⑧)。
 これらの理由を挙げた中小企業では、特に「過去に特許取得していたが、現在はない」という企業が多いが、過去に特許を取得した際に、知識、人材、資金の不足を痛感し、現在は特許権を有していないという推察も成り立ち得る。
 イノベーションの実現を促進していくため、中小企業が独自に開発した技術や製品を知

ていると考えられる。
 知的財産権の取得のタイミングと効果は、知的財産権や効果の種類によって様々であり、中小企業は、研究開発から商品化までのそれぞれの事業戦略に最も適した知的財産戦略の構築を検討することが必要である。
 なお、ヒット商品に関する知的財産権の取得の有無と、当該ヒット商品の開発に要した期間との関係を見ると、ヒット商品の開発に長い時間がかかった企業ほど、特許権を取得しているという傾向にある。
 一般に、商品開発に時間を要するほど開発費用が大きくなると考えられる。そのため、その商品開発は中小企業の業績に大きな影響を与える重要なもので、また、その多額の費用を回収することから、中小企業が特許権等による保護を図る傾向にある可能性を示唆していると考えられる。

【図表⑧】知的財産戦略上の課題(特許取得の有無別)

～全体的に「知的財産にかかる知識の不足」や「人材や資金不足」を挙げる企業が多い傾向にあるが、この傾向は特に「過去には取得していたが現在はない」企業において強くなっている～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「市場攻略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. 中小企業のみ集計。
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

的財産権により保護し、また、中小企業が外部の知識や技術を有効に活用して製品等の開発に取り組んでいくことが重要である。さらに、知的財産にかかる情報提供や研修、人材面・資金面での支援を通じて、中小企業が効果的に知的財産戦略を立案し、実行できる環境を整備することも求められているといえよう。

事務局 多士済

行政業務の一翼を担う

自負と責任をもって

焼津商工会議所を平成一三年三月に定年退職。しばらく充電した後、同一六年秋、事務長に就いた。市内の資源回収業者八人で組織する協組は、昭和五〇年設立と長い歴史を刻む。だが、時を重ねるにつれ、共同事業である製鉄原料の共同加工や共同販売が低迷。組合は岐路に差し掛かった。



焼津資源開発事業協同組合
法月甫三郎 事務長

「そんなとき、理事長から、焼津市より家庭ごみの収集運搬業務を受託し、作業員も採用するのでその手伝いを、と誘われたんです」。会議所の総務課長時代、市内の異業種四〇数社で組織する焼津ハイトク研究会の事務局を預かった。「焼津を代表する企業がほとんど

加入しており、現組合の櫻井理事長もそのメンバーでした」。

会議所時代に培った豊富な実務知識をフルに活かし、社会保険の手続きや就業規則はじめ諸規則の整備などに着手。さらに万全な受注体制を築くためには、組合員の経営体質の強化が欠かせないと、組合員の法人化をサポートした。

「理事長以外の組合員は個人企業で、はじめて従業員を採用する事業所ばかり。そこで専門家を交え法人化に取り組みました」。

組合員と社会保険事務所や税務署に向くなど、全組合員の法人化を成し遂げた。

今年三月、車庫や作業員の休憩室などを完備した組合事務所を新設。四月から新たに包装容器プラスチック収集も受託するなど、組合事業は軌道に乗った。

「業務には市のマークをつけた収集車を使う。だから、常に行政の一翼を担っているという自負と責任をもって業務にあたるよう心がけています。その積み重ねがさらなる信用につながるのです」。

三五年ほど前から、「金魚の女王」と呼ばれる「土佐錦」を飼育。その数は常時一〇〇匹にのぼる。「尾ひれの反った今まで見たことのない美しい金魚で一目ぼれ。近所の池沼にエサのミジンコを採りに行くのも楽しみのひとつ」と魅力を語る。

景況ウォッチ

(21年4月の情報連絡員月次景況調査より)

静岡県中央会に設置されている情報連絡員〔協同組合等の役職員87名に委嘱〕による毎月の景況調査の概要です。

概況

全9項目のうち、在庫数量のみ前年同月を上回る傾向。引き続き、売上高、収益状況、業界の景況にて厳しい悪化傾向が見られる。

前月の値との比較では、売上高など6項目が上昇。製造業を中心とした売上(受注)減は、回復が見られず収益悪化が続く。非製造業では、定額給付金により一部で売上増も見られたが、全般としては厳しい状況が続く、先行き不透明感が強い。

業界の声

・・・対象17業種より抜粋

【食料品】 沼津市

デフレ懸念から収益状況の悪化を招きかねないと不安。

【木材・木製品】 静岡市

荷動き低迷で商況は全く低調。好転の兆しが見られない。

【紙・紙加工品】 富士市

花粉シーズンであったが、前年より出荷量はやや減少の様子。

【一般機器】 浜松市

過去の受注残の消化し、新規案件も期待が薄く厳しい状況。

週3日稼働の組合員も出始めている。

【建設】 静岡市

新年度における公共工事の早期発注を期待するが、現段階は不透明である。

【運輸】 島田市

4月より軽油が再値上がり。輸送量減少に加え運賃ダンピングによる競争が見られ、安全への配慮が危ぶまれる。

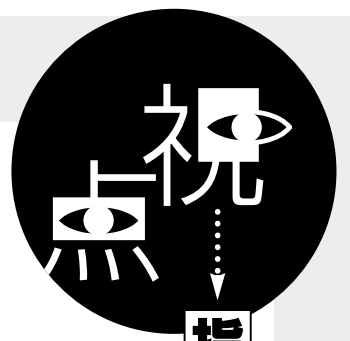
DI値の推移

※DI値=[(増加・好転組合数-減少・悪化組合数)/対象組合数]×100

	H21.03	H21.04		H21.3 → H21.4
売上高	-63.3	-65.5	⊖	-2.2 ↓
在庫数量	-18.0	-18.1	⊖	-0.1 ↓
販売価格	-49.4	-44.9	⊕	4.5 ↑
取引条件	-40.2	-42.6	⊕	-2.4 ↓
収益状況	-67.8	-67.8	⊕	±0 →
資金繰り	-55.2	-54.1	⊕	1.1 ↑
設備操業度	-58.9	-53.9	⊕	5.0 ↑
雇用人員	-43.7	-39.1	⊕	4.6 ↑
業界の景況	-81.7	-77.0	⊕	4.7 ↑

+0.1以上…⊕ ±0.0…⊖ ~-20.0…⊖ -20.0~…⊕

なお、「在庫数量」のみマイナス値が大きいほど好要件としている。



指導員の現場から

一円でもいいから
儲けようよ！

異分野連携施策

これまで異業種グループや融合化組合等で研究・開発の取組みに関わらせてもらう機会が幾つかありました。現在もこのような組織等に携わらせてもらっています。

「交流」、「研究・開発」、「連携」に関する施策を振り返ると昭和五六年の「技術交流プラザ事業」の創設。昭和六三年「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(融合化法)」の施行。平成七年融合化法が統合廃止される形で「中小企業創造活動促進法(創造法)」の施行。平成一七年中小企業経営革新支援法、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、新事業

創出促進法の三法律を整理統合、新事業活動「新連携」の支援を加えた中小企業新事業活動促進法への衣替え、と、その時代に即応して形を変えてきています。

「：。」という提案を聞き、ニーズも市場もあると即断、製作に入り、結果、出来上がったプロトタイプは商品化には至らなかった、というようなケース。ニーズの把握を「□□さんの意見」で全て把握したという錯覚。販売についても「□□さんが必要と言っているのだから○○業界で買ってくれるだろう」という見込み違い、が生み出した一例ですが、このパターンが意外と多いです。

異分野連携と儲ける組織

こうした支援策を活用して多くの中小企業や関連組織が、新製品・新技術開発によく出くわす話が「作ったがどこへどのように販売していくかわからない：。」、「ターゲット(市場・業界)へ持ち込んだが、作ったモノが必要とされていないかつた：。」という販売力不足、ニーズ把握不足の話です。

異分野連携による研究・開発は、研究・開発面だけでなく市場・ニーズ調査、特許、利益配分、営業・販売体制等のトータルバランスを持ち合わせた組織が「試作品」から「商品」にバージョンアップできるのではないのでしょうか？或いはトータルコーディネートやネットやニーズとシーズの橋渡しを外部組織に求め

てもいいかもしれません。最近では、「新連携」と共に平成一九年度に「地域資源活用プログラム」が始動。さらに平成二〇年度経済産業省と農林水産省が双方の強みを活かしながら、相乗効果を発揮する「農商工連携」が異分野連携の第三弾としてスタートしています。このような異分野連携施策を、なかなか商品化まで辿り着けない中小企業等が、上手に活用するためのサポートが、本会のこれらの役目の一つだと感じます。そのことが前述のトータルバランスを持ち合わせた組織に繋がっていくのが理想です。

以前、十数年、活動している異業種グループの一人が他のメンバーに向けて言った言葉が強く印象に残っています。「これまでいろいろやってきたけど、そろそろ一円でもいいから儲けようよ！」と。(吉田一)

どなたでもお気軽にご利用いただける公共の宿。



〒410-2201 静岡県伊豆の国市古奈1133
TEL (055) 948-1095 (代)

〒417-0801 静岡県富士市大淵115
TEL (0545) 35-2311 (代)

財団法人 静岡県労働福祉事業協会
〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町5-1 TEL (054) 221-6250 FAX (054) 251-8326

WORK

- ・選定後、不都合が生じた場合には選定を取り消す場合があります。
- ・応募票は返却しません。選定品は展示会終了後に、それ以外の応募品は審査終了後に返却します。

ホテル・旅館を建替え又は耐震改修する中小企業の方へ 県融資制度「地震災害防止対策資金」の御案内

ホテル・旅館の耐震性を向上させる建替え又は耐震改修を実施する中小企業者の方は、県融資制度「地震災害防止対策資金」を利用できます。

■地震災害防止対策資金の概要

(建替え又は耐震改修の場合) 平成20年4月現在

融資対象者	県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者※及び組合 ※旅館業は資本金5,000万円以下または従業員200人以下
資金使途	建物の耐震性を向上させる建替え又は耐震改修に必要な資金
融資限度額	1億円
融資利率	[固定金利] (建替え)年1.8% (耐震改修)年1.1%
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%~1.3%(有担保の場合0.1%割引)
融資期間 (据置期間)	10年以内(1年以内)
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる

下記の条件を満たすホテル・旅館の耐震改修を実施する場合は、さらに融資利率等が優遇されます。

【地震災害防止対策資金 (TOUKAI-O型)】

○ 優遇内容

- ・融資利率が年0.55%(固定金利)に優遇されます。
- ・静岡県信用保証協会の保証料が1割程度引き下げられます。

○ 優遇を受けるための条件

- ・耐震改修を実施するホテル・旅館の延べ床面積が1,000㎡以上、かつ、階数が3以上であること。
- ・災害時に当該施設の使用の目的の範囲内において、ホテル・旅館への避難者の収容や災害支援作業従事者の宿泊に関する協力要請について、県と協定を締結していること。

■ 申込窓口

県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、(助)しずおか産業創造機構、静岡県産業部商工金融室

■ 問合せ先

静岡県 県民部 建築住宅局 建築安全推進室

TEL: 054-221-3076 FAX: 054-221-3567

富士山静岡空港サポーターズクラブへの 協賛企業・団体募集のご案内

富士山静岡空港利用促進協議会〔事務局：(社)静岡県商工会議所連合会〕では、平成21年6月4日に開港した富士山静岡空港の利用促進を図るため、個人を対象とする会員組織「富士山静岡空港サポーターズクラブ」を設置します。

このクラブは、空港に関する様々な情報や特典を会員へ提供し、富士山静岡空港を利用した空の旅を楽しんでいただくとともに、静岡県と就航先の交流人口増加や地域経済の活性化を図ろうとするものです。

つきましては、本クラブにご賛同いただき、会員特典に御協力していただける協賛企業・団体を募集いたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

■ 募集期間

随時

■ 対象企業・団体

飲食店、土産品等販売店、宿泊施設、観光施設等

■ 協賛の内容

富士山静岡空港サポーターズクラブの会員証(ホームページからのプリント用紙、携帯の画面)を提示した方に、割引や会員限定メニューなどのサービスを提供していただくことを想定しています。

■ 協賛企業・店舗への登録

無料

■ 協賛のメリット

特典に協力していただいた企業・団体は、富士山静岡空港サポーターズクラブのホームページで、特典内容とともに、ご紹介いたします。

アドレス：<http://www.fs-airport.com/>

■ お問合せ

〒420-0851 静岡市葵区黒金町20-8

富士山静岡空港利用促進協議会事務局

：安本・高橋

電話：054-252-8161 FAX：054-252-6610

E-mail：info-fsa@fs-airport.com

2009 グッドデザインしずおか ものづくりと流通の新しい出会いを提供します

■趣旨

静岡県内では、日用品から産業機械まで様々なものが開発・生産されています。現在のような経営環境の厳しい時代であっても、「デザイン」は、少ない投資で大きな経済効果をもたらす戦略展開が可能な経営資源として期待されています。

「グッドデザインしずおか」は、静岡県内で開発または生産されるデザインの優れた製品及び部品・素材を選定し、顕彰する事業です。

県内中小企業等の製品等で、美しさや独創性のほか、使用者や環境に対する配慮があり、新しい生活やビジネスへの提案がなされ、企画段階から流通段階まで戦略的にデザインマネジメントされたものを選定し、全国に発信するとともに、マーケティング活動を支援します。

■募集分野

1. 日用品
一般の方々が使用する日常生活用品
(家具、繊維、雑貨、はきもの、玩具、工芸品等)
2. パッケージ
一般の方々が飲食する製品等のパッケージ
(お茶、飲料、缶詰、菓子、農水産物等)
3. 業務用品
特定の方々が業務で使用する製品
(工具、設備、産業機械等)
4. 部品・素材
自社または他社*の製品を構成する部材
(機能部品、表面材、資材、図版等)

※応募者がOEM供給していなければ「他社」の所在地、規模は問いません。

■募集対象

県内中小企業等が県内で開発または生産している製品及び部品・素材*

※静岡県内に本社または拠点があり、製品等の企画・デザインを行い、県内の他、県外や海外で製造し、自社ブランドで販売している（販売予定）ものとします。

■応募資格

応募者は、県内の中小企業、個人、グループ、団体等で、コンセプトの異なる製品であれば、何点でも応募することができます。他の選定事業での受賞製品でも対象となります。

■応募方法

募集要項の応募票に必要事項を記入のうえ、必ず製品の写真を貼付し、別記申込先・問合せ先へ郵便またはE-mail添付ファイルで送るか持参してください。

※ 応募票（Word版）は、静岡県のホームページからもダウンロードできます。

URL：

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-560/2009gds-entry.html>

■募集締切

平成21年7月31日（金）

■費用負担

応募は無料です。但し、二次審査以降の応募品の搬出入に要する費用及び表彰式以外の交通費は応募者の負担とします。

■申込・問合せ先

- ・ 静岡県産業部商工業局地域産業室
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL：054-221-2520 FAX：054-221-2349
E-mail：chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp
- ・ 静岡県中小企業団体中央会 業務管理課
〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1
TEL：054-254-1511 FAX：054-255-0673

■注意事項

- ・ 二次審査を受ける実物の搬出入は、原則として応募者が行うものとし、その費用は応募者が負担するものとします。運送業者に依頼する場合は、輸送業者が搬出入する旨を主催者に連絡するものとします。
- ・ 搬送時の破損による損害等についての責任は、応募者が負うものとします。
- ・ 審査時の応募品の取り扱いについては、最善の注意を払いますが、天災等の不可抗力による損害等については、主催者は責任を負いません。

く み あ い 百 景

静岡県重機建設業工業組合

高度なオペレーターと
技能者の養成を目指す!

住 所 〒426-0007
藤枝市潮105番地の5
理事長 梅原秀夫
組合員 29社
設 立 昭和55年6月
T E L 054-647-3231
F A X 054-644-2649
U R L http://www.s-juki.org

別組織活用組合

組合の目的は、組合員の事業活動を補完することである。その手段として共同事業を実施するが、事業によっては、法的な制約や効率性の課題から別組織を設け組合員の事業活動を支援する組合がある。そこで今回、別組織を運営する静岡県重機建設業工業組合を取材した。

本組合は昭和五五年に資材・副資材などの共同購入を行う経済事業と指導事業（情報提供）の実施を目指して設立。その後、昭和六〇年よりいち早く中国から研修生を受け入れた組合でもある。

建設業の作業現場は、様々な建設重機や機器を使用して作業にあたるが、その操作には多くの資格や技能（表参照）を必要とする。

ただし組合員は単に資格を取得するだけでは満足しない。工事の質と安全施工に繋がる実践的な資格取得と技能保有を求めている。

また、建築・土木施工に関する資格の付与は、厚生労働省静岡労働局に登録された教習機関及び静岡県から認定を受けた職業訓練校で、所定の講習を受けなければ付与できないことから組合が母体と

なり、また組合員が指導員となる「職業訓練法人・静岡県建設業能力開発協会（静岡県建設学院）」を昭和五六年に設立した。

静岡県建設学院の特色

本院の特色について山川専務理事は次の五点を熱く語った。

●訓練指導員の殆どは、現場で一〇年以上の実務経験を積んだ組合員やその従業員である。他の公的機関が行う実技講習の講師として派遣要請を受けるほどの実力者を擁する。

●訓練指導員は、実務経験だけでなく公的機関が開催する職業訓練指導員講習を受講し、指導員として必要な知識を兼ね備えている。

●経営者であり、その従業員である本院の訓練指導員は、特に工事の質と安全施工に繋がる高度な施工技能伝承への思い入れが強い。

●高度な施工技能伝承とは、あらゆる現場環境を想定した実践的訓練で即戦力となる卒業生の輩出を目指すことである。

●この運営理念が学院の使命感となり、他の公的機関で対応しにくい遠隔地や少人数での訓練要

請にも積極的に応え、指導員を派遣している。

▼ローラー運転特別教育を受ける受講生



本院指導員の腕自慢

先ごろテレビ東京系列の番組「TVチャンピオン・シヨベルカー王選手権」で組合員である株式会社山建・代表取締役・山口勝弘氏が見事優勝した。

山口氏は平成三年度本院土木施工科の卒業生で、現在学院の訓練指導員としても活躍している。

競技は五種目で競い、特に見事であったのは、四種目二位通過後の最終種目ワイングラス一二段積上げ競技である。高さ二・三センチのミニチュアのワイングラスを、シヨベルカーのつめ先につけた小さな金具で、つかむように持ち上げ積上げる技能競技だ。

シヨベルカーを繊細に微妙に操作し、本人も関係者の手にも汗がにじむ緊張感の中で逆転優勝を

組合活性化情報

▼本学院で取得できる資格

No.	取得資格	普通課程		短期課程
		建設機械 運転科	土木 施工科	建設機械 運転科
1	技能照査に合格した者は技能士補	○	○	
2	ローラー運転特別教育	○	○	○
3	アーク溶接特別教育	○	○	
4	研削といし特別教育	○	○	
5	低圧電気取扱い特別教育	○	○	
6	高所作業者(10m以上)運転技能講習	○	○	○
7	ガス溶接技能講習	○	○	
8	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習	○	○	○
9	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	○	○	○
10	不整地運搬車運転技能講習	○	○	○
11	玉掛け技能講習	○	○	○
12	小型移動式クレーン(5t未満)運転技能講習	○	○	○
13	足場の組立て等作業主任者技能講習※		○	
14	型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習※		○	
15	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習※		○	
16	刈払機取扱い安全衛生教育		○	
17	振動工具取扱い安全衛生教育		○	
18	チェーンソー特別教育(実技は各事業所)		○	
19	石綿特別教育		○	
20	クレーン取扱特別教育(5t未満)		○	
21	職長・安全衛生責任者教育(CFT) リスクアセスメント含む		○	
22	職業訓練指導員試験受験資格(訓練終了後実務経験・技能照査に合格した者は実務経験6年)		○	
	・CAD及び測量に関する履修証明		○	
	・その他必要な資格			

※満18歳からの経験が3年以上必要

「建設業者は経営の合理化は無論、今後ますます工事の質と安全施工に加えて”効率化”が求められる。特に重機の操作や施工に伴う技能の良し悪しによって作業効率が左

右に大きく差を付けている。建設業界は、公共工事の減少で受注額が減り、工事単価の圧縮で利益率も悪化するなど厳しい経営を強いられている。その影響で賃金は伸び悩み、建設業を敬遠する若者が増えていることを憂慮し次のことを語った。

今後の課題

果たした。その時ナレーターから”山口勝弘・静岡県建設学院・講師”と全国の視聴者に紹介されたと満足げに語った。

▼山川安豊専務理事(右) 箱崎信彦事務局長(左)



また「学院の運営は協力的で熱心な組合員の支援で成り立った」と感謝の気持ちも述べていた。

右されることから、より高度なオペレーターと施工技能者の養成に、本学院は応えていかなければならない」と山川専務理事は力説していた。

中小企業も「一般事業主行動計画」をつくりましょう！

少子化対策中小企業支援事業

「出前講座」(少子化施策説明会)実施組合を募集します

少子化が急速に進む中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育てられる環境整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」が平成17年から施行されました。

静岡県中央会では、組合が実施する会合や研修会等の場を活用し、組合員企業に対して、「一般事業主行動計画」※1や「中小企業子育て支援助成金」※2等について説明を行う「出前講座・相談会」の実施組合を募集しております(説明時間30分程度)。

アドバイザー(社会保険労務士)派遣による行動計画の策定などに関する個別の相談(無料)も行います。是非、ご活用下さい。

※1 企業が、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策及び実施時期 を定めるものです。従業員が301人以上の企業は義務として、101人以上300人以下の企業は平成23年4月以降義務化となり、100人以下の企業は努力義務として策定することとされています。

※2 中小企業での育児休業、短時間勤務制度の取得促進を図ることを目的に、一定の要件を備えた育児休業、短時間勤務制度を実施する中小企業事業主(従業員100人以下)に対して、育児休業取得者又は短時間勤務制度の適用者が初めて出た場合に助成金(最大100万円)を支給します。「一般事業主行動計画」の策定と届出が支給要件の一つです

詳細は、静岡県中央会 労働支援課 (TEL 054-254-1511) までお問い合わせ下さい。



読者プラザ

「明るく 元気に」

静岡県東部青年中央会
会長 **山田和典**



この4月より東部青年中央会会長を仰せつかりました個人会員の山田和典です。

今年度、東部青中の活動テーマを「明るく 元気に」とさせていただきます。

昨年来の世界不況の中、東部青中会員企業も影響を受け、特に製造業では月内で臨時休業を数日もうけるなど状況は深刻です。この閉塞感の中、会員の皆さんには、当会に参加した際は是非、元気をもち帰ってもらいたい、また、そのような活気ある事業を会員とともに、企画運営していきたいと考えております。

私も会社では社員に対し、現実の厳しい内容を伝えるしか無いのですが、そこでいかに前向きなメッセージを発信できるか、希望を持たせることができるか、も経営者の務めであると感じております。

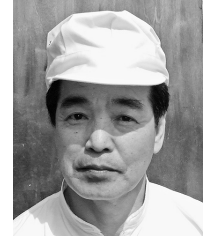
この不況を乗り切り、心身ともに「元気を養う場」を当会が担えるよう努力したいと思っております。



新設組合紹介

“静浦ブランド”の周知と ブランド力向上を

静浦水産加工協同組合
沼津市
坂部良伸 理事長



沼津市静浦地区は、古くから干物や雑節加工を中心とした水産加工品の製造が盛んな地域である。しかし、食文化の変化や他産地との競合、消費者ニーズの多様化などから、売上の減少や後継者不足が深刻化し、廃業する業者が増加。産地全体のブランド力低下が懸念されている。

こうした中、「静浦水産加工業協同組合」（水協法認可組合）を母体に水産食品製造業者12社が結束、設立したのが当組合である。

組合では組合員が扱う干物・雑節・釜揚げシラスや静浦の特産品を詰め合わせたパック商品などを共同販売。あわせて、組合員の商品開発力やノウハウを集約した新商品開発やIT時代に対応したインターネットの活用など、新たな販売方法の研究にも積極的に取り組む。

また“静浦ブランド”を幅広く周知させるための広告やイベント活動を積極的に展開。知名度向上やブランド力の強化を進めていく考えだ。



各省庁が発行する年次報告書、いわゆる「白書」は数十種にのぼる。中でも今年、刊行46年目を迎える「中小企業白書」は、発行部数約3万部と言われ、白書類で一、二を争う「ベストセラー」である。これら白書類には、そのエッセンスを表す「副題」が付けられることが多い。

中小企業白書に副題がお目見えしたのは、高度経済成長真っ只中の昭和44年のこと。タイトルは「先進国への道と中小企業」。

石油危機を経た40年代後半から50年代はじめは「試練」ということばが目立ち、中小企業の国際化が進む50年代後半から60年代は「拓く」や「挑む」が多用されるなど、白書の副題には時代を映すキーワードがちりばめられている。

先ごろ発刊された中小企業白書のサブタイトルは、「イノベーションと人材で活路を開く」。

かつてない厳しい状況にある今だからこそ、攻めが必要、という姿勢が印象的だ。(住川)

中小企業静岡 6月号 (通巻667号)

- 発行人 / 静岡県中小企業団体中央会 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 TEL/054-254-1511 FAX/054-255-0673
 - 東部事務所 〒410-0881 沼津市八幡町7番1号 TEL/055-963-4511 FAX/055-963-8307
 - 西部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央1丁目17-19 TEL/053-453-2195 FAX/053-453-2198
 - 中央会ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/> ● E-mailアドレス joho-kikaku@siz-sba.or.jp
- 皆様のご意見をお待ちしております。(TEL、FAX等でもお受け致します。)

至急

あなたの パソコンのデータは安心ですか？

静岡県中央会では、事業災害・障害対策について準備できるよう
パソコンのバックアップサービスをご用意しましたので、ご案内いたします

- パソコンのファイルを間違えて消してしまった…
- パソコンのファイルを上書きしてしまった…
- パソコンが壊れてしまった…
- 災害などにより利用できなくなってしまった…

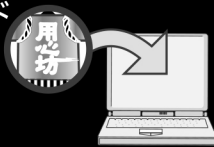
そんな時は「**用心坊ジュニア**」にお任せ下さい！

「用心坊ジュニア」を設定してみよう！

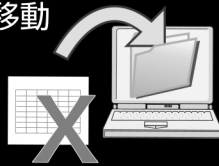
ステップ 1 ホームページへアクセス



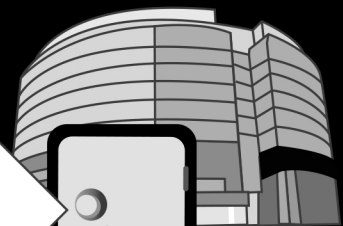
ステップ 2 ダウンロード



ステップ 3 フォルダへ移動



自動転送



データをセンターに保管

静岡県中小企業団体中央会
〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町44-1 TEL 054-254-1511

詳しい内容は
中央会ホームページ
<http://www.siz-sba.or.jp/>



県下6ローンセンターで 毎週日曜開催中!

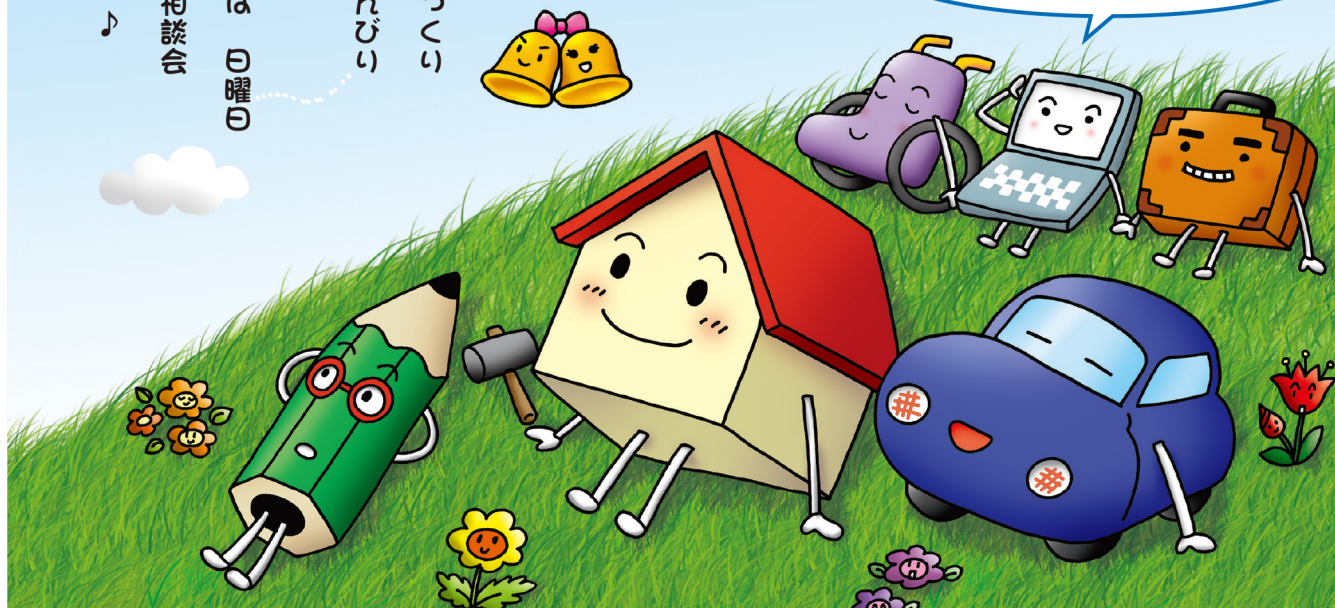
平日いそがしいあなたに。毎週日曜はローン相談デー!

日曜のんびり相談会

9:00~12:00 13:00~16:00 毎週日曜開催
※一部開催しない日もございます。

♪ ゆっくり ゆっくり
のんびり のんびり
相談できる
ローンの相談は 日曜日
日曜のんびり相談会
(くろうぎん)

ご予約お待ちしております。



お休みの日はのんびり、じっくり。ふだんできないローンの相談、くろうぎん)でしましょ。
お仕事で忙しいあなたを日曜日にたっぷり応援します。

コチラも
どうぞ!

毎週水曜日はローン相談デー

くろうぎん) 全店OPEN!

水曜よりみち相談会

毎週水曜日 17:00~19:00

ご予約不要!!お勤め帰りにお気軽にとどうぞ!

水曜日が祝日の際はお休みさせていただきます。

ビボパdeくろうぎん 携帯電話からでもOK!

フリーダイヤル 平日 9:00~17:00

0120-609-123

インターネットホームページ

<http://shizuoka.rokin.or.jp>

ふれ愛バンク
くろうぎん

静岡県労働金庫

くろうぎん)が初めての方でもOK!お勤めの方でしたらどなたでもご利用いただけます。